

令和5年3月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 1 号

令和 5 年度射水市一般会計予算

議案第 2 号

令和 5 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 3 号

令和 5 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 4 号

令和 5 年度射水市介護保険事業特別会計予算

議案第 5 号

令和 5 年度射水市水道事業会計予算

議案第 6 号

令和 5 年度射水市下水道事業会計予算

議案第 7 号

令和 5 年度射水市病院事業会計予算

議案第 8 号

令和 4 年度射水市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 9 号

令和 4 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 10 号

令和 4 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 11 号

令和 4 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 12 号

令和 4 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 13 号

令和 4 年度射水市病院事業会計補正予算（第 4 号）

以上 13 議案については、別途説明につき説明省略

議案第14号

射水市個人情報保護法施行条例の制定について

(説明)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、個人情報の取扱いに関し、地方公共団体の機関（議会を除く。）についても同法の規定が適用されることとされたため、射水市個人情報保護条例（平成17年射水市条例第21号）を廃止し、新たに条例を制定するもの。

1 規定内容

第1条 趣旨

第2条 用語

第3条 登録簿

第4条 費用負担

第5条 開示決定等の期限

第6条 開示決定等の期限の特例

第7条 委任

2 関連条例

No.	条 例 名	所 管 課
1	射水市個人情報保護条例	総務課
2	射水市情報公開条例	
3	射水市情報公開・個人情報保護審査会条例	
4	射水市介護保険条例	介護保険課

3 施行期日

令和5年4月1日

議案第 15 号

射水市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について

(説明)

定年引上げにより定年前再任用短時間勤務制度が新たに導入されることに伴い、人事管理上、当該制度と高齢者部分休業制度の両制度を適切に運用する必要があることから、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

60歳以降、定年前再任用短時間勤務と同程度の勤務時間で高齢者部分休業を取得した場合、両制度に給与面で較差が生じ、定年前再任用短時間勤務制度が形骸化するおそれがあることから、高齢者部分休業の1週間当たりの休業時間の上限及び取得単位を、任命権者で定めることとするもの。

2 施行期日

令和5年4月1日

議案第 16 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(説明)

外国人の生活保護に関する事務を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定により、個人番号（マイナンバー）を利用し、情報連携を行うことができる事務として規定するもの。

1 改正内容

番号法第9条第2項の規定により、個人番号（マイナンバー）を利用し、地方税関係情報等の情報連携を行うことができる事務として、生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務を追加するもの。

2 施行期日

令和5年4月1日

議案第17号

射水市国民健康保険条例の一部改正について

(説明)

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

出産育児一時金(本体部分)の額を「408,000円」から「488,000円」に引き上げるもの。

出産育児一時金内訳	現 行	改正(案)	増減額
出産育児一時金(本体部分)	408,000円	488,000円	80,000円
加算額 (産科医療補償制度における掛金)	12,000円	12,000円	—
合 計	420,000円	500,000円	80,000円

※産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性まひ児に対する補償の機能と脳性まひの原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度

2 施行期日

令和5年4月1日

議案第18号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 安全計画策定等の義務化

家庭的保育事業者等が、利用乳幼児の安全の確保に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を施設ごとに策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないとする規定を追加するもの。

(2) 自動車を運行する場合の所在確認等の義務化

ア 家庭的保育事業者等が、利用乳幼児の園外活動等のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に利用乳幼児の所在を確認しなければならないとする規定を追加するもの。

イ 家庭的保育事業者等が、利用乳幼児の通園のために通園用の自動車を運行するときは、通園用の自動車にブザー等の安全装置を備え、乗車及び降車の際に当該安全装置を用いて利用乳幼児の所在を確認しなければならないとする規定を追加するもの。

(3) インクルーシブ保育の推進

家庭的保育事業所等の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援を推進するため、家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設する場合、利用乳幼児の保育に支障を生じない場合に限り、家庭的保育事業所等の特有の設備及び専従の職員を他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができるとするもの。

(4) 懲戒権に係る規定の削除

児童虐待の防止等を図る観点から、児童福祉法において児童福祉施設の長の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、本市条例の懲戒権に係る規定を削除するもの。

(5) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化

家庭的保育事業者等が、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととするもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、(4)については、条例公布の日

(2) 経過措置

(2)イの規定については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、家庭的保育事業者等が通園用の自動車にブザー等の安全管理装置を備えることが困難な場合において、安全管理装置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在確認を行うときは、安全管理装置を備えないことができる。

議案第19号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 児童虐待の防止等を図る観点から、児童福祉法において児童福祉施設の長の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、本市条例の懲戒権に係る規定を削除するもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（引用条項の改正）。

2 施行期日

令和5年4月1日。ただし、(1)については、条例公布の日

議案第20号

射水市立認定こども園条例の一部改正について

(説明)

学校教育法（昭和22年法律第26号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 本条例における認定こども園の事業に関する規定については、学校教育法の規定を引用しており、同法の改正に伴い、本条例中の引用条項を改正するもの。
- (2) 本条例における認定こども園の利用者負担額等の納付に関する規定については、子ども・子育て支援法の規定を引用しており、同法の改正に伴い、本条例中の引用条項を改正するもの。

2 施行期日

令和5年4月1日

議案第 21 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 安全計画策定等の義務化

放課後児童健全育成事業者が、利用者の安全の確保に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を事業所ごとに策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないとする規定を追加するもの。

(2) 自動車を運行する場合の所在確認の義務化

放課後児童健全育成事業者が、利用者の事業所外での活動や移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に利用者の所在を確認しなければならないとする規定を追加するもの。

(3) 業務継続計画の策定等の努力義務化

放課後児童健全育成事業者が、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を事業所ごとに策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする規定を追加するもの。

(4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化

放課後児童健全育成事業者が、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととするもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

安全計画策定等の義務化の規定については、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、努力義務規定とする。

議案第 22 号

射水市新湊博物館条例の一部改正について

(説明)

博物館法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 24 号）の施行に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例に基づく新湊博物館の設置根拠については、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）の規定を引用しており、同法の改正により引用条項が削除されたことに伴い、本条例中の引用法律名及び引用条項について改正するもの。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 23 号

令和 4 年度射水市病院事業会計資本金の額の減少について

(説明)

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 4 項の規定により、資本金を減少し、利益剰余金に振り替えるため、議決を求めるもの。

(令和 3 年度末時点)

	減資前の額	減資する額／振替額	減資後の額
資本金	4,608,015,920 円	△4,608,015,920 円	0 円
利益剰余金 (繰越欠損金)	△5,166,998,865 円	4,608,015,920 円	△558,982,945 円

議案第24号

財産の取得について

(説明)

射水市本開発地区土地区画整理事業内公園の公園施設として下記の特定公園施設を取得することについて、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項（別表第4）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条）。

記

施設名	所在及び地番	取得部分	取得価格	契約の相手
射水市本開発地区土地区画整理事業内公園	射水市本開発 字石田824番1 外30筆	公募対象公園施設等 設置事業で事業者が 整備する特定公園施 設	369,000,000円 (うち消費税等 33,545,454円)	魚津市吉島2丁目 4番25号 有限会社 アイエヌエル 代表取締役 澤田 辰勇

公園の概要

(1) 特定公園施設

- ・公園面積 5,240㎡
- ・屋内遊具場 1棟
- ・芝生広場、インクルーシブ遊具、園路、駐車場、植栽等

(2) 公募対象公園施設

- ・飲食施設 1棟

議案第25号

指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
放生津コミュニティセンター	放生津地域振興会 射水市立町10番20号 会長 宮島 伊佐夫
新湊コミュニティセンター	新湊地域振興会 射水市本町一丁目12番24号 会長 尚和 昌治
塚原コミュニティセンター	塚原地域振興会 射水市松木761番地 会長 長堀 征雄
三ヶコミュニティセンター	三ヶ地域振興会 射水市三ヶ1045番地1 会長 川腰 喜久雄
戸破コミュニティセンター	戸破地域振興会 射水市戸破2917番地1 会長 瀬木 昭博
橋下条コミュニティセンター	橋下条地域振興会 射水市橋下条1771番地 会長 寺林 志朗
金山コミュニティセンター	金山地域振興会 射水市青井谷1648番地 会長 中波 博英
大江コミュニティセンター	大江地域振興会 射水市大江201番地 会長 森永 隆
池多コミュニティセンター	池多地域振興会 射水市池多633番地 会長 松本 靖彦
南太閤山コミュニティセンター	南太閤山地域振興会 射水市中太閤山13丁目3番地1 会長 秋山 正行

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
浅井コミュニティセンター	浅井報徳地域振興会 射水市島1394番地1 会長 古岡 一治
櫛田コミュニティセンター	櫛田地域振興会 射水市串田864番地1 会長 金田 龍弘

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	<p>今回指定管理者となる各地域振興会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働参画意識のもと、いきいきと安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域コミュニティの活性化を図りながら、各地区を豊かで安全な住みやすい地域にするために寄与することを目的に設立された。</p> <p>この間、市民協働事業として、敬老会の開催や公園の維持管理、地域ぐるみ除排雪事業を実施する等、地域住民主体のまちづくりに鋭意取り組んでいる。</p> <p>また、各地域振興会は、各地区に所在するコミュニティセンターに事務所を設置しており、施設概要等に熟知している団体である。</p>
過去の実績	<p>放生津地域振興会 放生津コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>新湊地域振興会 新湊コミュニティセンター 平成23年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>塚原地域振興会 塚原コミュニティセンター 平成26年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>三ヶ地域振興会 三ヶコミュニティセンター 平成23年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>戸破地域振興会 戸破コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和5年3月31日まで</p>

区分	内容
過去の実績	<p>橋下条地域振興会 橋下条コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>金山地域振興会 金山コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>大江地域振興会 大江コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>池多地域振興会 池多コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>南太閤山地域振興会 南太閤山コミュニティセンター 平成23年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>浅井報徳地域振興会 浅井コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>櫛田地域振興会 櫛田コミュニティセンター 平成24年4月1日から令和5年3月31日まで</p>

4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、施設の維持管理が主たる業務であることを考慮した。

5 指定管理の内容

- (1) コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) コミュニティセンターの利用の承認に関する業務
- (3) コミュニティセンターの利用料金に関する業務

6 指定管理者の選定理由

コミュニティセンターの指定管理については、その設置目的である市民の主体的なまちづくりを行うため、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年射水市条例第3号）第5条第5号の規定により公募は行わず、地域振興会を指定管理者としている。

各地域振興会は、これまでも当該施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っており、引き続き指定管理者として選定するもの。

議案第 26 号

指定管理者の指定の期間の変更について

(説明)

令和 4 年 3 月 18 日に議決された中太閤山コミュニティセンターの指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

1 変更内容

指定の期間

(変更前) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(変更後) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 変更理由

当施設の大規模改修工事を行うため、指定管理者の指定の期間を令和 5 年 3 月 31 日までに変更するもの。

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

(説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 5 年専決処分数 1 号

令和 4 年度射水市一般会計補正予算（第 7 号）

別途説明につき説明省略